

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県教育委員会は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県教育委員会

公表日

令和7年7月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に基づき、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学に必要な経費を支給する。 特定個人情報ファイルは、経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実の審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務に使用している。
③システムの名称	中間サーバー 総合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表38の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 【提供】 実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部 県民情報センター 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1408

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課 特別支援教育担当
400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
055-223-1752

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー入りの書類を送付する際は、基本手渡しとし、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー端末へのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、マイナンバー端末・統合宛名システムともにアクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	課長 染谷 光一	課長	事後	様式変更
令和1年5月8日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更
令和4年9月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	山梨県教育庁 高校改革・特別支援教育課	山梨県教育庁 特別支援教育・児童生徒支援課	事後	組織改編
令和4年9月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	山梨県教育庁高校改革・特別支援教育課 特別支援教育担当 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1752	山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課 特別支援教育担当 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1752	事後	組織改編
令和6年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の26の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第22条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表38の項	事後	法改正及び記載事項の見直しに伴う修正等
令和6年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条各号 【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ツ、第44号第1号ツ	【照会】 ・番号法第19条第8号 別表38の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第22条 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年内閣府・総務省令第九号) 第2条の表42・59・125・161の項、第44条第1項ウ、第61条第1項及び第2項イ〜ハ、第127条第1項ウ、第163条第1項ウ 【提供】 実施しない	事後	法改正及び記載事項の見直しに伴う修正等
令和6年9月30日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する(提供)	接続しない(提供)	事後	法改正及び記載事項の見直しに伴う修正等
令和7年7月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号 別表38の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第22条 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年内閣府・総務省令第九号) 第2条の表42・59・125・161の項、第44条第1項ウ、第61条第1項及び第2項イ〜ハ、第127条第1項ウ、第163条第1項ウ 【提供】 実施しない	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 【提供】 実施しない	事後	1年ごとの見直しに伴う記載事項の修正
令和7年7月8日	II しきい値判断項目 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か 対象人数 いくつかの時点の計数か	1万人以上10万人未満 平成29年3月2日 時点	1,000人以上1万人未満 令和7年4月1日 時点	事後	1年ごとの見しの結果を反映
令和7年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成29年3月2日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	1年ごとの見しの結果を反映
令和7年7月8日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	提供・移転しない	事後	1年ごとの見しに伴う記載事項の修正
令和7年7月8日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年7月8日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	様式変更に伴う項目の追加